

平成27年
3月31日まで



高齢者肺炎球菌ワクチンの接種期限がせまっています！

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施しています。詳しくは次のとおりです。
この予防接種は、接種の義務はありません。ご自身の意思と責任で希望する場合にのみ、接種を受けてください。

■ 肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンがすべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

■ 対象者

平成26年度の対象者は次のとおりです。（年度末（平成27年3月31日）時点で次の年齢となる方です）

- ① 65歳になる方（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方）
- ② 70歳以上になる方（昭和20年4月1日以前の生まれの方）
- ③ 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方や、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障がいのある方（身体障害者手帳1級程度の方になります）

※ 上記の対象者でも、これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方（自費で接種を受けた方も含みます）は、接種の対象となりません。

※ 66歳から69歳の方については、平成26年度の予防接種の対象ではありません。平成27年度から平成30年度の間で、年度年齢（3月31日時点の年齢）が70歳になった年度に予防接種を受けることができます。

■ 接種を受けられる期間

平成27年3月31日まで

予防接種を受ける際は、西原町が発行する予診票が必要です。
お持ちでない方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

■ 自己負担額

自己負担額 2,000円

※ 生活保護を受給している方は自己負担額が免除となります。予防接種を受けるときは、被保護証明書を提示してください。

■ 接種医療機関

中部地区・南部地区・浦添市・那覇市医師会の指定医療機関（地区内のすべての医療機関が実施しているわけではありません。事前に各医療機関へご確認ください）

県立南部医療センター・子ども医療センター、中部病院、沖縄病院、那覇市立病院

■ 予防接種を受ける際に必要なもの

- ・西原町指定の予診票、健康保険証、健康手帳（健康手帳をお持ちでない方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください）
- ・生活保護を受けている方は「被保護証明書」、対象者の③に該当する方は身体障害者手帳を医療機関へ提示してください。

保健師
だより

みなさんは『地域包括支援センター』を知っていますか

地域包括支援センターは介護や健康、医療など、さまざまな面から地域で暮らす人々を支える施設です。主に4つの役割があり、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが協力して、高齢のみなさんを総合的に支援します。



①相談や悩みにお応えします

介護や健康に関する悩みに応え、情報の提供やサービスの紹介をします。

②自立して暮らせるように支援します

高齢のみなさんが自立して生活できるように、今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

③権利を守ります

高齢のみなさんの権利を守る取組みを行います。成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。

④暮らしやすい地域のために

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導、支援など、地域のさまざまな機関と連携、協力できる体制づくりに取り組みます。

何か悩みや心配があれば、抱え込まず、早めに相談することが大切です。

【お問い合わせ】 西原町地域包括支援センター ☎882-0117
〒903-0127 西原町字徳佐田 159-1 介護老人保健施設西原敬愛園 4階

災害時の避難に不安のある方は、 避難行動要支援者名簿への登録を！



避難行動要支援者名簿とは

災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方（避難行動要支援者）が、避難を支援していただく方（地域支援者）と一緒に登録し、災害のときに活用します。この名簿に基づき、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。

対象者は・・・

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤認知症高齢者

登録を希望する方は・・・

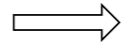
①申込書の提出

避難行動要支援者自身で申込みほか、家族からの申込みも可能です。（本人の同意が必要）



②地域支援者を決める

災害時に、一緒に避難するなどの支援をしていただく方を決めていただきます。



③訪問調査

日頃の生活、避難所、病状状況、内服等の確認をします。



④登録完了

登録した情報は、災害時の安否確認及び、避難支援以外の目的には使用しません。



申込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課社会福祉係、地域の民生委員、自治会長にご相談ください。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791